



HIPCs (Heavily Indebted Poor Countries) 対象国の現状

公益財団法人 国際通貨研究所
 経済調査部 主任研究員
 志波 和幸
 kazuyuki_shiba@iima.or.jp

<要旨>

- HIPCs (重債務貧困国) に対しては、1990 年以降、「(拡大) HIPC イニシアティブ」をはじめとする経済再建及び債務削減プログラムを通じ、対象国の国民所得の向上及び貧困率削減が目指されてきた。
- ただし、当該イニシアティブ対象国の「完了時点 (Completion Point)」到達以降の各種経済指標をみると、大概の国は改善しているようであるが、その改善度合いに濃淡がある。また、一部の国では指標が悪化している。
- これらの経済指標推移を総合評価した結果が下表の通りである。

総合評価	地域別	南アジア ・東南アジア	中南米 ・カリブ海	中近東 ・北アフリカ	西アフリカ	中部アフリカ	東アフリカ
改善	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
改善途中	6カ国	【1カ国】 ベトナム	【3カ国】 ボリビア、ガイアナ、 ニカラグア	(なし)	【2カ国】 ガーナ、 ニジェール	(なし)	(なし)
要注意	29カ国	【2カ国】 アフガニスタン、 ミャンマー	【2カ国】 ホンジュラス、 ハイチ	【1カ国】 イエメン	【10カ国】 ベナン、ブルキナファソ、 コートジボワール、ガンビア、 ギニア、ギニアビサウ、マリ、 モーリタニア、セネガル、 シエラレオネ	【6カ国】 アンゴラ、カメルーン、 中央アフリカ共和国、チャド、 コンゴ民主共和国、 サントメ・プリンシペ	【8カ国】 ブルンジ、コモロ、ケニア、 マダガスカル、マラウイ、 ルワンダ、ウガンダ、 タンザニア
むしろ悪化	8カ国	【1カ国】 ラオス	(なし)	【1カ国】 スーダン	【2カ国】 リベリア、トーゴ	【1カ国】 コンゴ共和国	【3カ国】 エチオピア、モザンビーク、 ザンビア
【今回評価せず】	2カ国	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	【2カ国】 エリトリア、ソマリア

対象 45 カ国中 37 カ国が「要注意」または「むしろ悪化」となった（詳細は巻末【別表 1】をご参照）¹。

¹ 「IDA 支援対象国の有無」、「経済指標ポイント（下記「7. イニシアティブの効果の考察」をご参照）、

- なお、当該調査で参照した各種経済指標は 2019 年までであり、昨今の新型コロナ禍により生じていると思われる経済停滞、公的債務増加等は考慮していない。そのマイナス要因を加味すると、対象国の経済状況改善のためにはこれまでのイニシアティブを再構築する必要があるとみられる。

<本文>

1. はじめに

2015 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、国際連合に加盟する 193 カ国が 2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を達成するために掲げた 17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。それらの目標のうち「#17: パートナリシップで目標を達成しよう (持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する)」で達成すべき 19 のターゲットの一つに「#17 - 4: 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、HIPC の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。」²を挙げている。このように、1990 年代に新たに誕生した「HIPC (または HIPCes)」という用語は 30 年近く経った現在でも国際的に使用されている。

そこで本稿では、HIPCes の定義及びその発生経緯、対象となっている各国経済の改善状況を述べるとともに、各国に付与されているソブリン格付けの傾向を調査のうへ、その総合評価を試みる。

2. 「HIPCes」とは

HIPCes は「Heavily Indebted Poor Countries (重債務貧困国)」の略語であり、世界で最も貧しくかつ最も重い債務を負っている開発途上国を指す。対象国は、1996 年に貧困度及び債務の深刻度に関する以下の 2 つの基準に従い、世界銀行及び IMF (国際通貨基金) により認定された。

- ① 1993 年時点の一人当たり GNP が 695 ドル以下である。
- ② 債務総額が年輸出額の 2.2 倍以上もしくは GNP の 80%以上である。

一般的に HIPCes 対象国は、所得水準が非常に低く、貿易面での世界市場との統合も

「外部格付機関が付与した格付」等を総合的に判断し、各国の経済再建状況を 4 段階 (「改善」・「改善途中」・「要注意」・「むしろ悪化」) に区分した。

² 原文は、”Assist developing countries in attaining long-term debt sustainability through coordinated policies aimed at fostering debt financing, debt relief and debt restructuring, as appropriate, and address the external debt of highly indebted poor countries to reduce debt distress.” で、そのインディケーター (指標) として「Debt service as a proportion of exports of goods and services (財・サービスの輸出に占める債務負担の割合)」を掲げている。詳細は <https://unstats.un.org/sdgs/indicators/database/> をご参照。

遅れており、既に先進国政府や国際的機関（IMF や国際開発金融機関）から多額の融資（譲許的融資を含む）を元手に各種開発を実施したが、総じて期待通りの経済発展そして返済能力の上昇には結びつかず、さらに公的債務が膨らむという悪循環に陥っていた。

図表1：「HIPC 認定国」と「拡大 HIPC イニシアティブ対象国」の一覧

地域	国名	A HIPC (1996年) 認定国	→	B 拡大HIPC イニシアティブ (1999年) 適用対象国				C 【参考】 IDA支援 適用国 (全74カ国)	
				Original		Enhanced			
				Decision Point 到達年月	Completion Point 到達年月	Decision Point 到達年月	Completion Point 到達年月		
1 南アジア	アフガニスタン	(注4)	→	◎	2007年10月	2010年1月	/	/	◎
2	ラオス	◎	→	(注2)	/	/	/	/	◎
3 東南アジア	ミャンマー	◎	→	(注5)	/	/	/	/	◎
4	ベトナム	◎	→	(注1)	/	/	/	/	(2017年度卒業)
5	ボリビア	◎	→	◎	1997年9月	1998年9月	2000年2月	2001年6月	(2017年度卒業)
6	ガイアナ	◎	→	◎	1997年12月	1999年5月	2000年10月	2003年12月	◎
7	ホンジュラス	◎	→	◎	2000年7月	2005年4月	/	/	◎
8	ニカラグア	◎	→	◎	2000年12月	2004年1月	/	/	◎
9	カリブ海	ハイチ	→	(注4)	◎	2006年11月	2009年6月	/	◎
10	中近東	イエメン	→	(注1)	/	/	/	/	◎
11	北アフリカ	スーダン	→	◎	Pre Decision	/	/	/	◎
12	西アフリカ	ベナン	→	◎	2000年7月	2003年3月	/	/	◎
13		ブルキナファソ	→	◎	1997年9月	2000年7月	2000年7月	2002年4月	◎
14		コートジボワール	→	◎	2009年3月	2012年6月	/	/	◎
15		ガンビア	→	◎	2000年12月	2007年12月	/	/	◎
16		ガーナ (注3)	→	◎	2002年2月	2004年7月	/	/	◎
17		ギニア	→	◎	2000年12月	2012年9月	/	/	◎
18		ギニアビサウ	→	◎	2000年12月	2010年12月	/	/	◎
19		リベリア	→	◎	2008年3月	2010年6月	/	/	◎
20		マリ	→	◎	1998年9月	2000年9月	2000年9月	2003年3月	◎
21		モーリタニア	→	◎	2000年2月	2002年6月	/	/	◎
22		ニジェール	→	◎	2000年12月	2004年4月	/	/	◎
23		セネガル	→	◎	2000年6月	2004年4月	/	/	◎
24		シエラレオネ	→	◎	2002年3月	2006年12月	/	/	◎
25		トーゴ	→	◎	2008年11月	2010年12月	/	/	◎
26	中部アフリカ	アンゴラ	→	(注1)	/	/	/	/	(2014年度卒業)
27		カメルーン	→	◎	2000年10月	2006年4月	/	/	◎
28		中央アフリカ共和国	→	◎	2007年9月	2009年6月	/	/	◎
29		チャド	→	◎	2001年5月	2015年4月	/	/	◎
30		コンゴ共和国	→	◎	2006年3月	2010年1月	/	/	◎
31		コンゴ民主共和国 (旧・ザイール)	→	◎	2003年7月	2010年7月	/	/	◎
32	サントメ・プリンシペ	→	◎	2000年12月	2007年3月	/	/	◎	
33	東アフリカ	ブルンジ	→	◎	2005年8月	2009年1月	/	/	◎
34		コモロ	→	◎	2010年6月	2012年12月	/	/	◎
35		エリトリア	→	(注4)	◎	Pre Decision	/	/	◎
36		エチオピア	→	◎	2001年11月	2004年4月	/	/	◎
37		ケニア	→	(注1)	/	/	/	/	◎
38		マダガスカル	→	◎	2000年12月	2004年10月	/	/	◎
39		マラウイ	→	◎	2000年12月	2006年8月	/	/	◎
40		モザンビーク	→	◎	1998年4月	1999年6月	2000年4月	2001年9月	◎
41		ルワンダ	→	◎	2000年12月	2005年4月	/	/	◎
42		ソマリア	→	◎	2020年3月	(計画実行中)	/	/	◎
43		ウガンダ	→	◎	1997年4月	1998年4月	2000年2月	2000年5月	◎
44		タンザニア	→	◎	2000年4月	2001年11月	/	/	◎
45	ザンビア	→	◎	2000年12月	2005年4月	/	/	◎	

対象国数 : 42 → 39 42

- (注1) HIPCイニシアティブの適用なしに持続可能(sustainable)即ち「債務返済能力がある」と判断された4カ国(ベトナム、イエメン、アンゴラ、ケニア)。
- (注2) ラオスは、「拡大HIPCイニシアティブ」下での救済を求めなかった。
- (注3) ガーナは、当初「拡大HIPCイニシアティブ」適用措置申請をしない方針であったが、2000年12月の大統領選挙と国民議会選挙を経て翌年1月に誕生したクフォー新政権がその方針を撤回し2001年3月に申請/同7月に承認された。
- (注4) アフガニスタン、ハイチ、エリトリアの3カ国は、当初HIPCに認定されなかったが、その後の「拡大HIPCイニシアティブ適用対象国」となった(経緯不明)。
- (注5) ミャンマーは、当初HIPCに認定されたが、その後の「拡大HIPCイニシアティブ」は適用対象外となった(経緯不明)。

(出所：各種資料より国際通貨研究所作成)

加えて、特定の一次産品の輸出に依存する経済基盤の弱い国が多かったため、1970年代末から1980年代前半の第二次石油ショックによる原油価格の上昇及びその後の世界経済の低迷による一次産品価格下落の影響を受け、多くの国が債務返済能力の限界に達したとしてパリクラブ³の公的債務の救済を求めるようになっていた。

3. 「HIPC イニシアティブ」／「拡大 HIPC イニシアティブ」の誕生

当初はこれらの債務救済措置の対象は、パリクラブで取り扱う二国間の公的債務に限られており、最貧国の債務の大きな部分を占める国際的機関の債務は救済対象外とされていた。しかし、「Jubilee 2000 (ジュビリー2000)」をはじめとする欧米 NGO 等が、債務の起源自体の不公正が対象国の貧困を悪化させている原因であるとし、「貸し手（先進国政府等）側の問題」を追及するとともに、最貧国が抱える債務の100%免除を無条件で求める社会運動の世界的拡大もあり、1996年6月の仏リヨン・サミットにて HIPC の債務を持続可能なレベルまで削減することを目的として、二国間債権者のみならず国際的機関を包含した救済措置が合意された（これを「HIPC イニシアティブ」と呼ぶ）。ただし、貸し手側（先進国政府及び国際的機関）の、

- ①債務削減対象国が将来再び債務危機に陥ることを防ぐべく、適切な政策運営ができるとの確信なしに債務削減をするべきではない。
- ②「健全な経済運営を続けたことで債務のコントロールが持続的に可能と判断された国」も「持続不可能と判断された国」も債務を全額免除することになると、前者の国が免除前に債務を積み上げるという（貸し手である先進国等にとって）マイナスのインセンティブが働くことは回避するべきである。

という考え・懸念から、(1) 対象各国は一定期間の政策トラックレコードを積むことで債務削減措置を受ける資格を取得し、(2) その後の政策改善措置を完了した時点で最終的な債務削減を受ける（ただし削減額は債務の持続可能性を測る閾値水準までにとどめる）、という段階を設けた厳格な枠組みの構築とその遂行を求めた。

しかしながら、政策トラックレコードを積むことが容易でないこともあり、1998年5月までに当該イニシアティブのもと策定された政策改善措置が承認されたのは5カ国、そして実際に債務削減を達成したのはウガンダ1国のみ（しかも最低限の債務救済措置がとられただけでも言われている）とその効果を十分に挙げるができなかった（上掲「図表1」をご参照）。

そこで、1998年5月の英バーミンガム・サミットで HIPC 枠組みの見直しを行う必要が議論され、翌1999年6月の独ケルン・サミットでは、「より深く、より早く、より広く（救済実施までの期間短縮化、債務削減率の上乗せ、対象国の拡大）」の救済枠組み（これを「拡大 HIPC イニシアティブ」と呼ぶ）が合意され、HIPC のなかで経済・

³ 債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の債務救済措置を取り決める非公式な債権国会合。詳細は https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/economic_assistance/others/index.html（財務省 HP 内）をご参照。

社会改革等への取組が一定段階に達した国に対して包括的な債務削減⁴を実施することになった⁵。

図表 2：「HIPC イニシアティブ」と「拡大 HIPC イニシアティブ」との比較

変更項目	HIPC イニシアティブ (1996年リヨン・サミット)	拡大 HIPC イニシアティブ (1999年ケルン・サミット)
1. 対象国の増加	審査対象国 41 カ国中 26 カ国に適用可能性	審査対象国 41 カ国中 36 カ国に適用可能性
2. 審査期間の短縮	原則 6 年 (弾力性有り)	第 1 段階は原則 3 年 (第 2 段階の審査期間、マクロ経済の安定化を維持しつつ、貧困削減計画の実施状況により弾力的に決定)
3. 審査期間中の支援	パリクラブによる最大 80% のリスク	国際機関による取り組み強化
4. 債務削減枠決定時期	完了時点	決定時点
5. 債務削減枠の拡大		
債務/輸出	200 - 250%	150%
債務/歳入	280%	250%
輸出/GDP	40%	30%
歳入/GDP	20%	15%
パリクラブ	80%	100%
ODA	未定	決定
6. 債務負担*		
合計 A+B	125 億ドル	274 億ドル
バイ+商業 A (1+2+3)	63 億ドル	142 億ドル
パリクラブ (1)	52 億ドル	115 億ドル
その他 (2)	10 億ドル	17 億ドル
商業 (3)	1 億ドル	9 億ドル
マルチ B (4+5+6)	62 億ドル	133 億ドル
世銀 (4)	24 億ドル	51 億ドル
IMF (5)	12 億ドル	23 億ドル
その他 (6)	26 億ドル	59 億ドル
7. コンディショナリティの弾力化と債務削減と貧困削減の関係強化	ESAF における実績 (社会・経済改革状況) を基準に IMF 主導で決定。	PRSP をベースに貧困削減への効果を考慮しつつ決定。現地の NGO 等を含め幅広い参加を募り、現地政府主導。

* IDA 資料 (1999年7月) による。

(出所：「PRSP プロセス事例研究 -タンザニア・ガーナ・ベトナム・カンボジアの経験から- (付録 2「表 A2-1」) (独立行政法人国際協力機構・国際協力総合研修所、2004年12月))

4. (拡大) HIPC イニシアティブの実施手順

拡大 HIPC イニシアティブに基づく債務救済は、「決定時点」と「完了時点」の 2 段階を踏んで実施される。

まず第 1 段階として、HIPC 認定国は債務救済で利用可能となる資金の用途について

⁴ 拡大 HIPC イニシアティブでは、ODA 債権を 100%、非 ODA 債権は 90%削減 (翌 2000 年に開催された「九州・沖縄サミット」で 100%減免に拡大) とすることが合意された。

⁵ 1996 年の HIPC イニシアティブ発足時に、当該イニシアティブの恒久化を防ぐべく、適用対象をその導入から 2 年以内に IMF または IDA の支援プログラムに着手した国々に限定するという「サンセット条項」が導入された。その後何度もその期限が延長されたが、2006 年 9 月の IMF と世界銀行の総会にて、

①2006 年末にサンセット条項を発効させる一方で、

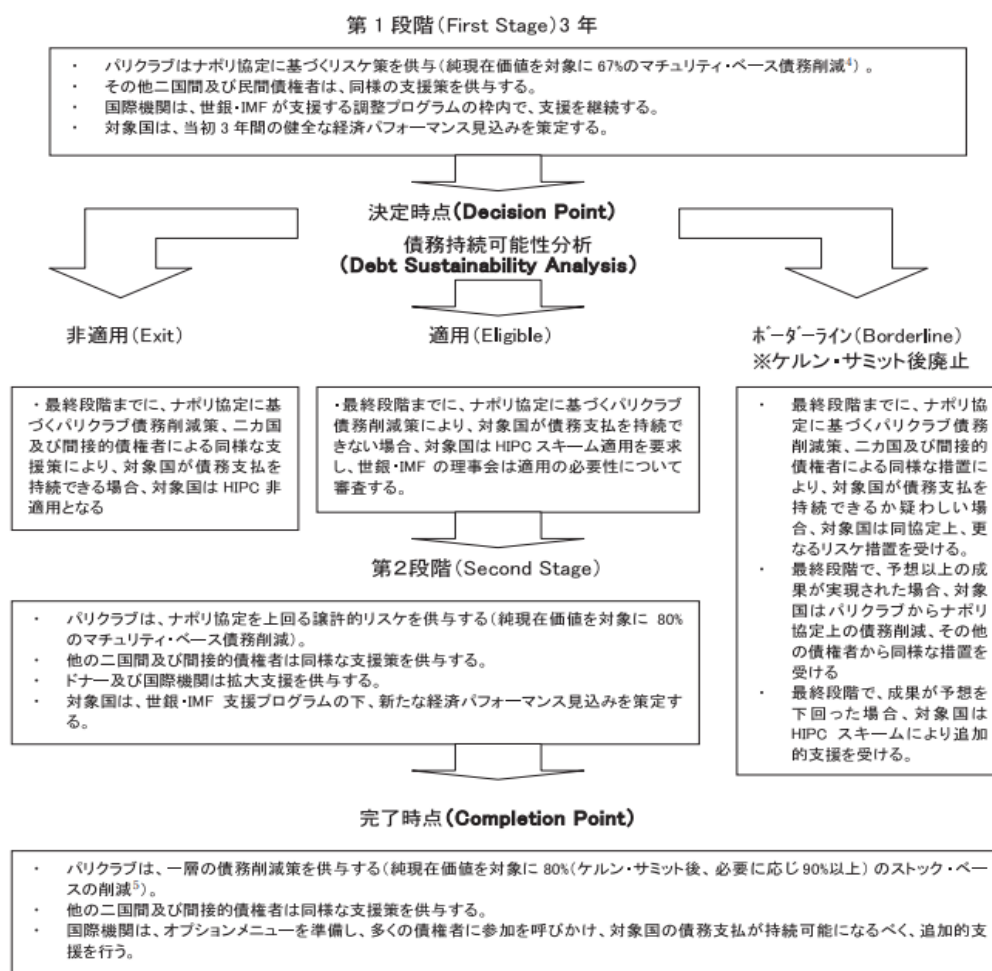
②2004 年末時点のデータに基づき所定の所得・債務基準を満たしていると見なされる国は、将来のある時点で当該基準を満たす可能性のある国々を含めすべて同条項の適用除外とする

ことで合意した。(IMF 年次報告書 (2007 年度) p37-38 をご参照)

の指針を盛り込んだ PRSP (Poverty Reduction Strategy Papers/ 貧困削減戦略文書)⁶を策定し、世銀/IMF 理事会の承認を受けることとなる。世銀/IMF 理事会は、提出された PRSP や、IMF などが当該 HIPC 認定国に求めた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該 HIPC 認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する (これを「決定時点 (Decision Point)」と呼ぶ)。なお、決定時点に到達した HIPC 認定国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。

その後、第 2 段階として、新たな経済社会改革プログラムの実施により良好な実績を示したと認められた場合には「完了時点 (Completion Point)」を迎え、それに到達した国に対し債務残高の大幅削減等の債務救済が行われる。

図表 3 : (拡大) HIPC イニシアティブの実施手順



(出所: 「PRSP プロセス事例研究 - タンザニア・ガーナ・ベトナム・カンボジアの経験から - (付録 2 「図 A 2-1」) (独立行政法人国際協力機構・国際協力総合研修所、2004 年 12 月))

⁶ 貧困削減を達成するために、3 年から 5 年の期間において講ずべき政策に焦点を当てた経済・社会開発戦略パッケージのこと。被援助国政府のオーナーシップの下、援助国、国際機関、貧困層を含む市民社会全体、NGO、民間セクター等広範な関係者が参加し、貧困状況及び原因の分析、目標及び指標の設定と開発戦略の構築、モニタリングと評価の方法等が定められる。なお PRSP は、HIPCs に加え IDA 対象国も債務削減・IDA 資金供与の条件としてその作成が求められている。被援助各国の PRSP は IMF のホームページをご参照 (<https://www.imf.org/external/np/prsp/prsp.aspx>)。

図表4：「決定時点」と「完了時点」到達の判定基準⁷

【決定時点】(以下4条件を満たすこと)

- (1) 最貧国に対して無利子融資や補助金を提供する世界銀行(IDA／最貧国向け基金)や、低所得国に対して補助金付融資を提供するIMF(PRGT／貧困削減・成長基金)からの借入れが可能であること。
- (2) 従来の債務救済メカニズムでは対応できない持続不可能な債務負担を抱えていること。
- (3) IMFおよび世界銀行が支援する各種プログラムを通じて、改革と健全な政策の実績を確立していること。
- (4) 当該国における広範な参加型プロセスを経て、貧困削減戦略ペーパー(PRSP)を策定していること。

【完了時点】(以下3条件を満たすこと)

- (1) IMFや世界銀行からの融資で支援されたプログラムの下で、良好なパフォーマンス実績をさらに上げていること。
- (2) 決定時点で合意された主要な改革を十分に実施していること。
- (3) PRSPを採択後、戦略文書に基づいた行動を少なくとも1年間実施していること。

(出所：IMFのホームページ(Debt Relief Under the Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative)より抜粋)

5. 拡大HIPC後の債務削減イニシアティブ

前述の通り、債務削減実施手順の改良及び債務削減枠の拡大が図られた「拡大HIPCイニシアティブ」であったものの、それでも債務削減が順調に進んだわけではなかった。そのため、当該イニシアティブ以降も以下の通りイニシアティブが発足し、その制度が拡充している。

一つ目は、MDRI(多国間債務救済イニシアティブ/Multilateral Debt Relief Initiative)である。これは、2000年9月に国連総会で採択されたMDGs(Millennium Development Goals/ミレニアム発展目標)の8つの目標のなかに「(目標1)極度の飢餓と貧困の撲滅」が定められたものの、2005年時点のその進捗は必ずしも芳しいものではなく⁸、2015年までの達成のためには貸し手側の一層の譲歩が必要とされていたことから、2005年7月のG8(英グレンイーグルズ・サミット)で導入されたものである。これにより、「完了時点」に達していた拡大HIPCイニシアティブ対象国に対し、IMF、世銀(IDA)、アフリカ開発基金(African Development Fund)が保有していた債権の100%放棄が実施された(2007年に米州開発銀行(Inter-American Development Bank)も参加)⁹。

⁷ 世界銀行は、被援助各国の「決定時点」と「完了時点」のドキュメントを公表している(<https://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/hipc>)。

⁸ 「[The Millennium Development Goals Report 2005 \(United Nations\)](#)」ご参照。例えば「貧困率(収入が1日当たり1米ドル未満)の半減」という目標については、アジア地域の改善を主にその数値は「27.9% → 21.3%」に低下(改善)しているものの、HIPCの太宗を占めるサブサハラアフリカ地域(Sub-Saharan Africa)では、飢餓と栄養失調の影響で「44.6% → 46.4%」と上昇(悪化)した。

⁹ なお、MDRIは拡大HIPCイニシアティブ対象国に加え、1人当たりの年間所得が380米ドル以下の加盟国すべてに対して2004年末時点で残存する債務の救済(放棄)を実施した([Public Information Notice: IMF](#))

二つ目は、2020年4月にG20およびパリクラブが合意したDSSI（Debt Service Suspension Initiative／債務支払猶予イニシアティブ）で、2019年末以降の新型コロナの拡大による低所得国への影響に対処するため、これら諸国の公的債務の支払いを2020年末まで一時的に猶予するものである。なお支払猶予期間については、2020年10月に新型コロナの影響に引き続き対処する必要があるとの観点から6か月間の延長が合意された。さらに2020年11月、G20およびパリクラブは、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」に合意した。これにより今後G20およびパリクラブは、DSSIに基づく債務の支払猶予を着実に実施するとともに、今後「共通枠組」のもとでDSSI対象国からの要請に基づき、必要に応じて個別に債務救済を実施していくこととなった¹⁰。

6. 一連の債務削減プログラムの課題・問題点

本項目では、上述の一連のイニシアティブ／プログラムの課題・問題点を指摘する。

(1) 一連のイニシアティブ／プログラムでの削減対象債務が「公的」中心であること

従来は、一部の高成長国を除いては、国際機関及び各国のODAが実質的に唯一の開発資金源であり、このため、世界銀行・IMF等を中心とするドナーグループが途上国の政策策定・執行をモニタリングし、政策改善を促すことが可能であった。しかし、2000年代以降の新興国による世界経済の牽引、民間資金アクセスの大幅な改善、そして世界的な資金余剰状態のもと、多くの途上国はある程度返済条件が厳しくても、自由かつ迅速に資金調達ができる民間部門借入へと舵を切った。そのため、一連のイニシアティブに基づく債務削減が実施されたとしても、(海外)民間部門からの債務が引き続き残り、その元本返済・利払いが対象国の経済回復・再建の足かせとなっているとの批判がある¹¹。

(2) 「不法債務 (Illegitimate Debt)」問題

「不法債務」とは、HIPCsに入らなかった途上国（主に中所得国）の債務問題で、外的ショックにより債務が増大したものについてのHIPCsと同水準の債務

[Executive Board Agrees on Implementation Modalities for the Multilateral Debt Relief Initiative](#) (IMF, 2005年12月8日) ご参照。

¹⁰ IMFによると、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）によって各国の債務残高はこれまでになく高まり、2021年の国内総生産（GDP）に対する債務残高比率は（2019年末比）先進国で20%、新興国で10%、低所得国で7%増加すると見込んでいる。そして、低所得国が更なる債務を背負う余地はかなり逼迫しており、実際低所得国の約半数、新興市場国の数か国がすでに債務危機の最中にあるか、危機に直面しつつあるとしている（[「Reform of the International Debt Architecture is Urgently Needed](#) (IMFblog, 2020年10月1日)」ご参照）。

¹¹ 例えば、2021年3月29日にDavid Malpass世界銀行グループ総裁はロンドン・スクール・オブ・エコノミクスでのスピーチ「[Building a Green, Resilient, and Inclusive Recovery](#)（邦題：環境に配慮した強靱で包摂的な回復に向けて）」の中で、貧困国の多くは過去最大規模の債務負担を抱えていること。DSSIにより各国の一部の債務返済は猶予されたものの、全ての債権者が参加しているわけではないのでその救済は期待を下回る水準にとどまっていること。そして新型コロナ禍のなか、公債保有者や民間債権者が今も100%の返済を回収し続けていること、を課題の一つとして挙げた。

帳消し要求である¹²。債務増大要因としては、モノカルチャー農業製品の国際価格の値下がり、通貨変動（円高など）による借款の増大、ずさんな計画により失敗した融資プロジェクトなどがあるが、一部の国では独裁者などによる中間搾取（及びそれを元手とした不正蓄財）が原因と言われている。

(3) 「ハゲタカ（Vulture）ファンド」問題

これは、海外政府または海外民間企業から HIPC に対する債権を極めて安く買い叩いて獲得したあとに、先進国の裁判所において全額返済を求めて当該 HIPC 国を提訴し、合法的に支払いの裁定を得るという手法である。この手法が成功した場合、債務購入に要した額の何倍もの金額を回収することが可能となる。

アフリカ開発銀行は、1999 年以降最貧途上国 36 カ国のうち 20 カ国が、ハゲタカファンドによる積極的な訴訟の脅威にさらされたり、標的になったりしていると報告した。また世界銀行の推計によると、HIPC イニシアティブ対象国の 3 分の 1 以上が、少なくとも 38 の訴訟債権者による訴訟の対象となっており、そのうち 26 件では総額 10 億ドルの判決が下されたとしている¹³。

実際、ザンビアのケースでは、1997 年にルーマニアが回収不能となっていた農業機械販売債権 3,000 万ドルをハゲタカファンド Debt Advisory International 社（後の Donegal International 社）に額面の 11%にあたる約 300 万ドルで売却。2006 年にザンビアが HIPC イニシアティブによる債務免除を受けるわずか数ヶ月前に、同社はイギリスの裁判所で同国を訴え（総額 5,500 万ドルを請求）、その結果当初の債務額の約 17 倍に相当する資金回収に成功した。

なお、2014 年 9 月に国連総会は、債務不履行に陥った国が進める債務再編過程に対し、投機を目的とする「ハゲタカファンド」が妨害を加えることを規制する国際協定の策定を求める決議を賛成多数で採択した（日米は反対）¹⁴ものの、その後の策定作業は進んでいない。

7. イニシアティブの効果の考察

では、債権国からの債務削減を受けた HIPC イニシアティブ対象国の経済回復・再建状況はいかほどであろうか。ここでは「完了時点（Completion Point）」に達した 36 カ国のその後の経済状況を俯瞰してみたい（決定時点（Decision Point）到達のソマリアと、その Point 未到達のスーダンとエリトリアの各種経済指標は参考表記とする）。

まずここで検証する経済指標は、各国のその算出手法及び表記方法を可能な限り統一

¹² [「IMF・世銀と途上国の債務問題 ―NGO の視点から―」（長坂寿久氏、季刊 国際貿易と投資 Autumn 2007/No.69）](#) p139 ご参照。

¹³ 国際連合人権理事会（Human Rights Council Advisory Committee）（[「Report of the Human Rights Council Advisory Committee on the activities of vulture funds and the impact on human rights \(20 July 2016\)」](#)）をご参照。

¹⁴ 国際連合（United Nations）[「Resolution on Sovereign Debt Restructuring Adopted by General Assembly Establishes Multilateral Framework for Countries to Emerge from Financial Commitments \(9 September 2014\)」](#)をご参照。

するべく、World Bank の「International Debt Statistics」と「World Development Indicators」を用いた。そして、それらのデータのうち多くの国で長期間追跡が可能な経済指標を抽出（大分類で計 8 種類／小分類で計 11 種類）したうえで各国を比較した（1990 年以降の各国の経済指標の推移をグラフにしたものは巻末【別表 2】をご参照）。

図表 5：各国比較対象の経済指標一覧

大分類	小分類	経済指標	単位	SERIES CODE(※1)	備考
①		対外政府債務 (PPG)	Min米ドル	DT.DOD.DEGG.CD	
②		対外政府債務 (PPG) の対GNI比	%	分子: DT.DOD.DEGG.CD 分母: NY.GNP.MKTP.CD	
③		対外政府債務 (PPG) の対外貨準備高比	%	分子: DT.DOD.DEGG.CD 分母: FI.RES.TOTL.CD	
④		対外債務 (政府+民間) の対輸出比	%	DT.DOD.DECT.EX.ZS	・輸出額に含まれる項目は「exports of goods, services and primary income」。 ・SGDs「17.4.1」での目標指標と略同じ。
⑤		対外債務 (政府+民間) の対GNI比	%	DT.DOD.DECT.GN.ZS	
⑥	-1	外貨準備高／輸入額	カ月分	FI.RES.TOTL.MO	
	-2	「上記⑥-1」が3(カ月)以上	カ月分	—	外貨準備高の適正水準を計る指標として一般的に使用されるもの。
⑦		外貨準備高の対外債務比	%	FI.RES.TOTL.DT.ZS	
⑧	-1	実質的債務削減後の1人当たりGNI	米ドル	分子: NY.GNP.MKTP.CD 分母: (※2)	
	-2	1人当たりGNIが695米ドル以上	米ドル	—	1996年に世界銀行とIMFがHIPCを規定した際の基準のひとつ。
	-3	1人当たりGNIが1,185米ドル以上	米ドル	—	IDA(国際開発協会)支援適格国の基準(2021年度)。

(※1) World Bank「International Debt Statistics」のコードを表記

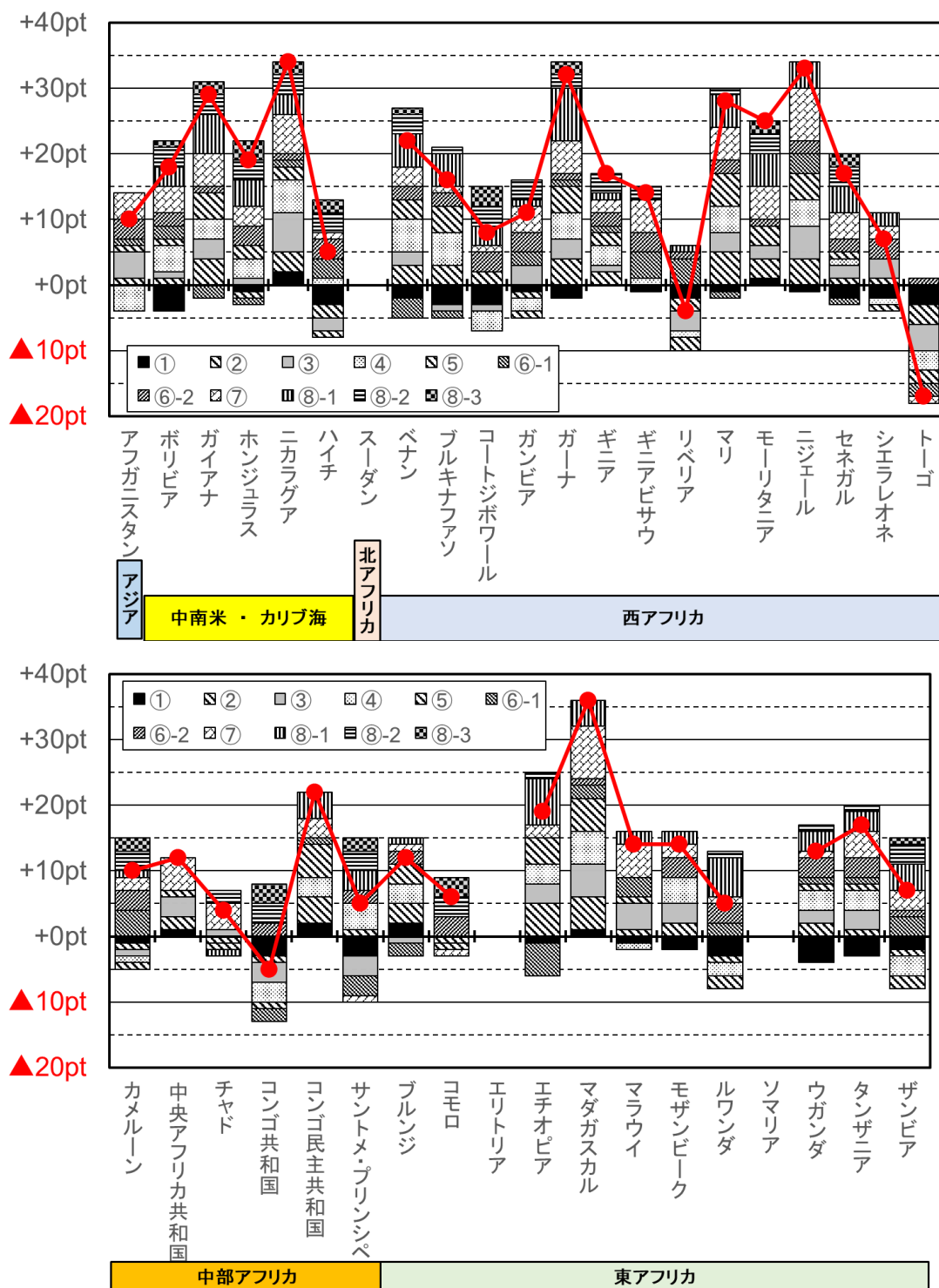
(※2) 各国の人口推移は、World Bank「World Development Indicators」より抽出

図表 6：ポイント付加方法の一覧

大分類	小分類	経済指標	採点基準	評価時点及び得点範囲			計	備考
				基準年から 3年前	基準年から 3年後	最新年 (2019年)		
①		対外政府債務 (PPG)	「基準年」比 ▲50%以下：+2点 ▲50%～▲20%：+1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：▲1点 +50%～+100%：▲2点 +100%以上：▲3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が低いほど良い (点数が高い)
②		対外政府債務 (PPG) の 対GNI比 (PPG/GNI)	「基準年」比 ▲50%以下：+2点 ▲50%～▲20%：+1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：▲1点 +50%～+100%：▲2点 +100%以上：▲3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が低いほど良い (点数が高い)
③		対外政府債務 (PPG) の 対外貨準備高比 (PPG/外貨準備高)	「基準年」比 ▲50%以下：+2点 ▲50%～▲20%：+1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：▲1点 +50%～+100%：▲2点 +100%以上：▲3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が低いほど良い (点数が高い)
④		対外債務 (政府+民間) の 対輸出比 (対外債務/輸出額)	「基準年」比 ▲50%以下：+2点 ▲50%～▲20%：+1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：▲1点 +50%～+100%：▲2点 +100%以上：▲3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が低いほど良い (点数が高い)
⑤		対外債務 (政府+民間) の 対GNI比 (対外債務/GNI)	「基準年」比 ▲50%以下：+2点 ▲50%～▲20%：+1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：▲1点 +50%～+100%：▲2点 +100%以上：▲3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が低いほど良い (点数が高い)
⑥	-1	外貨準備高／輸入額	「基準年」比 ▲50%以下：▲2点 ▲50%～▲20%：▲1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：+1点 +50%～+100%：+2点 +100%以上：+3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が高いほど良い (点数が高い)
	-2	「上記⑥-1」が3(カ月)以上	3(カ月)以上：+1点 3(カ月)未満：0点	0点 ～ +1点	0点 ～ +1点	0点 ～ +1点	0点 ～ +3点	
⑦		外貨準備高の対外債務比 (外貨準備高/対外債務額)	「基準年」比 ▲50%以下：▲2点 ▲50%～▲20%：▲1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：+1点 +50%～+100%：+2点 +100%以上：+3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が高いほど良い (点数が高い)
⑧	-1	実質的債務削減後の 1人当たりGNI	「基準年」比 ▲50%以下：▲2点 ▲50%～▲20%：▲1点 ▲20%～+20%：0点 +20%～+50%：+1点 +50%～+100%：+2点 +100%以上：+3点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲3点 ～ +2点	▲9点 ～ +6点	数値が高いほど良い (点数が高い)
	-2	1人当たりGNIが695米ドル以上	695米ドル以上：+1点 695米ドル未満：0点	0点 ～ +1点	0点 ～ +1点	0点 ～ +1点	0点 ～ +3点	HIPC選定基準のひとつ
	-3	1人当たりGNIが1,185米ドル以上	1,185米ドル以上：+1点 1,185米ドル未満：0点	0点 ～ +1点	0点 ～ +1点	0点 ～ +1点	0点 ～ +3点	IDA(国際開発協会)支援適格国の基準(2021年度)
総計:							▲72点 ～ +57点	

具体的には、各経済指標について、CP (Completion Point) の翌年を基準年として、「その 3 年前」、「その 3 年後」、そして「現在 (2019 年時点)」の対象国の各指標の改善度合いをポイント化し、その累積点数を比較した。なお、より指標が基準年から改善 (悪化) したのものについてはポイントを加算 (減算) するよう傾斜をつけた。

図表 7 : 各国のポイント数一覧 (「① ~ ⑧ - 3」の区分は、図表 6 と同じ)



(注: スーダン・エリトリア・ソマリアの3カ国はCP (Completion Point) に到達していないため採点せず)

図表7の通り、大概の国の累計ポイントはプラスとなっていることから、債務削減後の経済指標は改善しているようであるが、その改善度合いに濃淡がある。具体的には、マダガスカル(+36pt)、ニカラグア(+34pt)、ニジェール(+33pt)、ガーナ(+32pt)では、HIPCイニシアティブで策定・実施した各種経済計画と公的債務削減により同国経済の大幅な改善かつ継続的な向上が見られる一方、トーゴ(▲17)、コンゴ共和国(▲5)、リベリア(▲4)はCP時点をピークに各種指標が悪化している。

一方で、そもそも「拡大HIPCイニシアティブ」の発足目的が「対象国の債務削減による貧困問題の解消(≒経済の持続的成長)」であることから、経済発展の手順は多々あるものの、最終的には1人当りの国民所得の推移のみを注視するべきとの声もある。その場合、指標『8. 1人当りGNI(米ドル)』の通り、IDA支援適格国の基準(1,185米ドル)を達成したのが未だ15カ国(全体の約40%)であるのに加え、HIPCイニシアティブ選定基準の一つである「695米ドル」を未だ達成していない国が全体の約1/3に当たる12カ国(Completion Pointを迎えていないスーダンを含む)存在することを鑑みると、同イニシアティブの達成度合いは道半ばとみるべきであろう。

図表8：対象各国の「1人当りGNI」

拡大HIPCイニシアティブ 適用対象国	地域	Completion Point 到達年月	1人当りGNI (米ドル) (2019年)
------------------------	----	--------------------------	-----------------------------

I：1人当りGNIが1,185米ドル以上の国

(IDA(国際開発協会)支援適格国の基準(2021年度))

1	ガイアナ(※1)	中南米	2003年12月	6,550.1
2	ボリビア(※1)	中南米	2001年6月	3,481.3
3	ホンジュラス	中南米	2005年4月	2,378.5
4	コートジボワール	西アフリカ	2012年6月	2,215.5
5	ガーナ	西アフリカ	2004年7月	2,154.2
6	サントメ・プリンシペ	中部アフリカ	2007年3月	1,938.7
7	ニカラグア	中南米	2004年1月	1,841.6
8	コンゴ共和国	中部アフリカ	2010年1月	1,772.1
9	モーリタニア	西アフリカ	2002年6月	1,658.2
10	カメルーン	中部アフリカ	2006年4月	1,478.6
11	セネガル	西アフリカ	2004年4月	1,416.5
12	コモロ	東アフリカ	2012年12月	1,376.2
13	ザンビア	東アフリカ	2005年4月	1,282.6
14	ハイチ	カリブ海	2009年6月	1,276.9
15	ベナン	西アフリカ	2003年3月	1,207.3

以上15カ国

II：1人当りGNIが695米ドル以上/1,185米ドル未満の国

1	タンザニア	東アフリカ	2001年11月	1,061.6
2	ギニア	西アフリカ	2012年9月	953.7
3	マリ(※1)	西アフリカ	2003年3月	852.2
4	エチオピア	東アフリカ	2004年4月	850.5
5	ルワンダ	東アフリカ	2005年4月	792.9
6	ウガンダ(※1)	東アフリカ	2000年5月	773.7
7	ガンビア	西アフリカ	2007年12月	765.0
8	ブルキナファソ(※1)	西アフリカ	2002年4月	754.2
9	ギニアビサウ	西アフリカ	2010年12月	747.7
10	チャド	中部アフリカ	2015年4月	698.6

以上10カ国

拡大HIPCイニシアティブ 適用対象国	地域	Completion Point 到達年月	1人当りGNI (米ドル) (2019年)
------------------------	----	--------------------------	-----------------------------

III：1人当りGNIが695米ドル未満の国

(HIPC選定基準のひとつ)

1	トーゴ	西アフリカ	2010年12月	681.9
2	ニジェール	西アフリカ	2004年4月	578.2
3	コンゴ民主共和国	中部アフリカ	2010年7月	564.1
4	リベリア	西アフリカ	2010年6月	550.4
5	シエラレオネ	西アフリカ	2006年12月	521.0
6	アフガニスタン	南アジア	2010年1月	515.2
7	マダガスカル	東アフリカ	2004年10月	504.1
8	中央アフリカ共和国	中部アフリカ	2009年6月	502.8
9	モザンビーク(※1)	東アフリカ	2001年9月	493.8
10	マラウイ	東アフリカ	2006年8月	401.8
11	ブルンジ	東アフリカ	2009年1月	261.9

以上11カ国

【ご参考】Completion Pointを迎えていない国

1	スーダン	北アフリカ		674.9
2	エリトリア	東アフリカ		635.2(※2)
3	ソマリア	東アフリカ	(計画実行中)	115.6(※3)

以上3カ国

(※1) EnhancedのCP(Completion Point)到達年月

(※2) 2011年の数値。2012年以降のデータなし。

(※3) 1990年の数値。1991年以降のデータなし。

8. 終わりに

これらの経済指標推移を4段階で総合評価した結果、対象45カ国中37カ国が「要注意」または「むしろ悪化」となった¹⁵。しかし、当該試算及び評価はWorld Bankが格納している「2019年までのデータ」を用いて実施したものであり、これらのデータには2019年末以降の新型コロナ禍（感染者増加、ロックダウン、経済活動停滞、それによる公的支出増加）の影響は考慮されていない¹⁶。実際は、新型コロナ禍による対象各国経済への影響は「マイナス」のほうがはるかに大きいものと考えられることから、前述の検証対象経済指標も悪化しているものと思われる。

そのため、DSSI等などの返済猶予期間の延長プログラムが実施されているが、前述の通り経済条件の継続的向上がみられる国ですら経済基盤は依然として脆弱であり、新型コロナ禍の長期化は「HIPCの債務再拡大 → 返済・利払い不能 → 債権国の債権放棄」という悪循環に再び陥ってしまうリスクがある。

よって、当面の間HIPC対象国を「ハイリスク国」として扱うことについては妥当であると考えられる。また、対象国の経済状況改善と貧困削減のためにはこれまでのイニシアティブを再構築する必要があるだろう。

以上

¹⁵ 残り2カ国（エリトリアとソマリア）はWorld Bankの「International Debt Statistics」に掲載しているデータが乏しいこともあり、本レポートでは「評価対象外」とした。しかし、エリトリアでは長年のエチオピアからの独立戦争そして独立後もその国との断続的な軍事衝突によるインフラの破壊、ソマリアでは1980年代から続く内戦の影響等を鑑みると、それらの経済環境が「改善した」または「改善途中」と評価するのは難しいと考える。

¹⁶ 新型コロナ禍に加え、ハイチでは2021年8月14日の大地震（マグニチュード7.2）で、死者2,000人以上／負傷者1万人以上が発生のうえ、保健センター、学校、橋など、子どもたちや家族の生活を支えている重要な施設やインフラにも甚大なる影響が出ているとの報がある。また、アフガニスタンでは反政府武装勢力タリバンが8月15日に首都カブールに進攻し、大統領府を掌握した。こうした（マイナスの）内外イベントも今後の同国の経済再建可否材料の一つとして考慮する必要がある。

【別表1】HIPC対象国の総合評価表

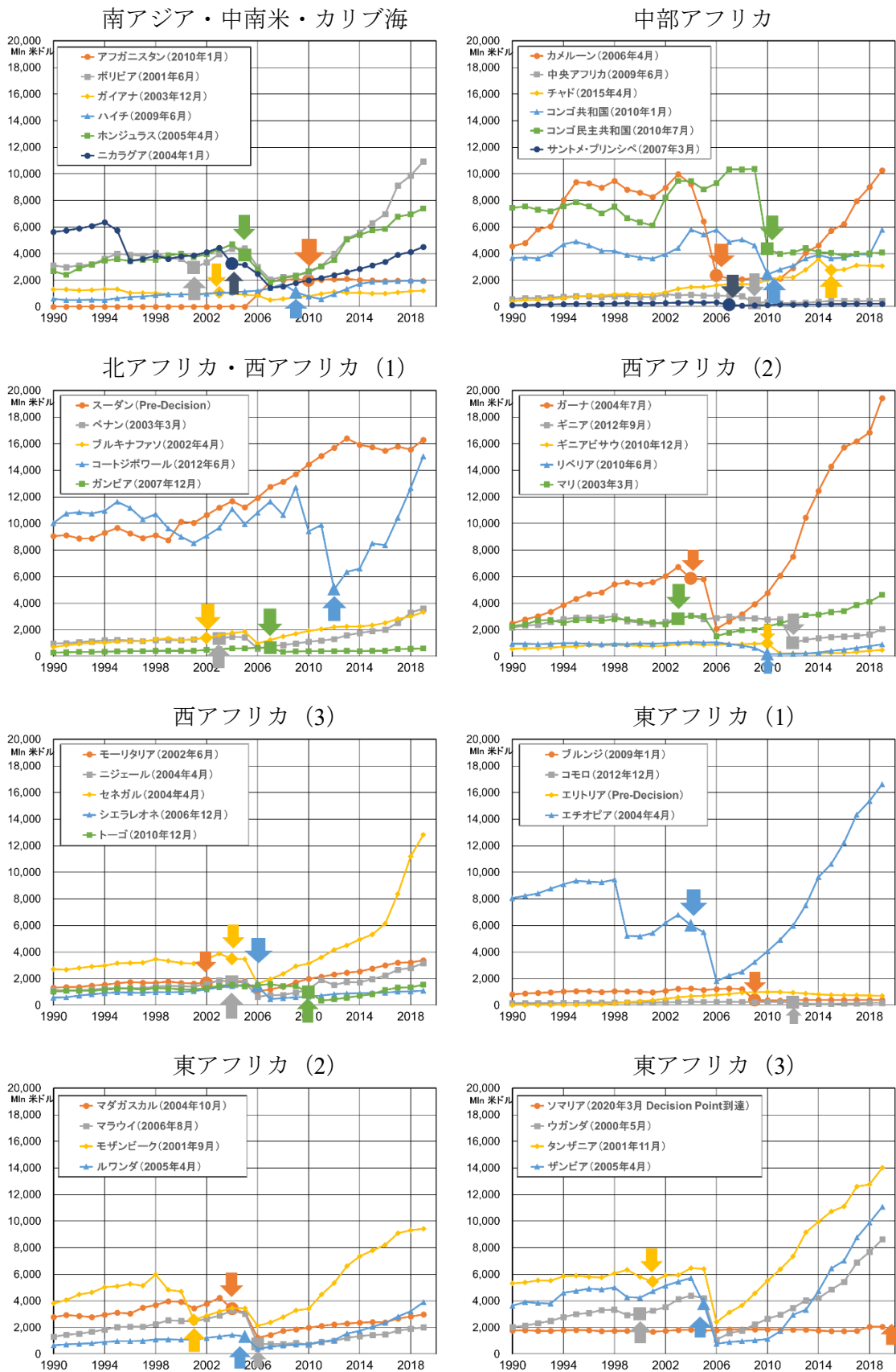
地域	国名	HIPC (1996年)	A	B 拡大HIPC イニシアティブ 対象国 (1999年)	C IDA支援 適用国 (全74カ国)	D 経済指標 ポイント レポートの 【図表7】 に対応		E 外部格付 機関の格付 (3大格付機関 の平均値) 格付付与の国 のみ表示 S&Pの格付で 表示		F 総合評価 C列～E列 の内容等を 加味した上での IIMA評価
						16カ国 良化(O) (+16点以上) 改善途中(Δ) (+1点～+15点) 悪化(X) (0点以下)	3カ国 適用国(◎)	1カ国 改善(O) (BB格以上) 改善途中(Δ) (B格) 要努力(X) (CCC格以下)	改善(◎) 改善途中(O) 要努力(X)	
南アジア	アフガニスタン	(注4)	◎	◎	◎	+10pt	Δ			Δ
東南アジア	ラオス	◎	(注2)	◎	◎			CCC	X	X
	ミャンマー	◎	(注5)	◎	◎					Δ
	ベトナム	◎	(注1)	◎	(2017年度卒業)			BB	O	O
中南米	ボリビア	◎	◎	◎	(2017年度卒業)	+18pt	O	B	Δ	O
	ガイアナ	◎	◎	◎	◎	+29pt	O			O
	ホンジュラス	◎	◎	◎	◎	+19pt	O			Δ
	ニカラグア	◎	◎	◎	◎	+34pt	O	B-	Δ	O
カリブ海	ハイチ	(注4)	◎	◎	◎	+5pt	Δ			Δ
中近東	イエメン	◎	(注1)	◎	◎					Δ
北アフリカ	スーダン	◎	◎	◎	◎					X
西アフリカ	ベナン	◎	◎	◎	◎	+22pt	O	B+	Δ	Δ
	ブルキナファソ	◎	◎	◎	◎	+16pt	O	B	Δ	Δ
	コートジボワール	◎	◎	◎	◎	+8pt	Δ			Δ
	ガンビア	◎	◎	◎	◎	+11pt	Δ			Δ
	ガーナ(注3)	◎	◎	◎	◎	+32pt	O	B-	Δ	O
	ギニア	◎	◎	◎	◎	+17pt	O			Δ
	ギニアビサウ	◎	◎	◎	◎	+14pt	Δ			Δ
	リベリア	◎	◎	◎	◎	▲4pt	X			X
	マリ	◎	◎	◎	◎	+28pt	O	CCC+	X	Δ
	モーリタニア	◎	◎	◎	◎	+25pt	O			Δ
	ニジェール	◎	◎	◎	◎	+33pt	O	B-	Δ	O
	セネガル	◎	◎	◎	◎	+17pt	O	B+	Δ	Δ
	シエラレオネ	◎	◎	◎	◎	+7pt	Δ			Δ
	トーゴ	◎	◎	◎	◎	▲17pt	X	B-	Δ	X
中部アフリカ	アンゴラ	◎	(注1)	◎	(2014年度卒業)			CCC+	X	Δ
	カメルーン	◎	◎	◎	◎	+10pt	Δ	B	Δ	Δ
	中央アフリカ共和国	◎	◎	◎	◎	+12pt	Δ			Δ
	チャド	◎	◎	◎	◎	+4pt	Δ			Δ
	コンゴ共和国	◎	◎	◎	◎	▲5pt	X	CCC	X	X
	コンゴ民主共和国(旧・ザイール)	◎	◎	◎	◎	+22pt	O			Δ
	サントメ・プリンシペ	◎	◎	◎	◎	+5pt	Δ			Δ
東アフリカ	ブルンジ	◎	◎	◎	◎	+12pt	Δ			Δ
	コモロ	◎	◎	◎	◎	+6pt	Δ			Δ
	エリトリア	(注4)	◎	◎	◎					(今回評価せず)
	エチオピア	◎	◎	◎	◎	+19pt	O	CCC+	X	X
	ケニア	◎	(注1)	◎	◎					Δ
	マダガスカル	◎	◎	◎	◎	+36pt	O			Δ
	マラウイ	◎	◎	◎	◎	+14pt	Δ			Δ
	モザンビーク	◎	◎	◎	◎	+14pt	Δ	CCC	X	X
	ルワンダ	◎	◎	◎	◎	+5pt	Δ	B+	Δ	Δ
	ソマリア	◎	◎	◎	◎					(今回評価せず)
	ウガンダ	◎	◎	◎	◎	+13pt	Δ	B	Δ	Δ
	タンザニア	◎	◎	◎	◎	+17pt	O	B	Δ	Δ
ザンビア	◎	◎	◎	◎	+7pt	Δ	C	X	X	

対象国数 : 42 → 39 → 42

(注1) HIPCイニシアティブの適用なしに持続可能(sustainable)即ち「債務返済能力がある」と判断された4カ国(ベトナム、イエメン、アンゴラ、ケニア)。
(注2) ラオスは、「拡大HIPCイニシアティブ」下での救済を求めなかった。
(注3) ガーナは、当初「拡大HIPCイニシアティブ」適用措置申請をしない方針であったが、2000年12月の大統領選挙と国民議会選挙を経て翌年1月に誕生したクフォー新政権がその方針を撤回し2001年3月に申請/同7月に承認された。
(注4) アフガニスタン、ハイチ、エリトリアの3カ国は、当初HIPCに認定されなかったが、その後の「拡大HIPCイニシアティブ適用対象国」となった(経緯不明)。
(注5) ミャンマーは、当初HIPCに認定されたが、その後の「拡大HIPCイニシアティブ」は適用対象外となった(経緯不明)。

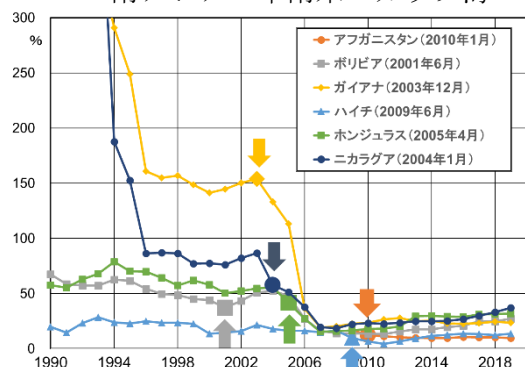
【別表2】(拡大 HIPC イニシアティブ参加国比較、矢印は Completion Point 達成年)

1. 対外政府債務残高 (Mln 米ドル) / 一般的に「数値が低い」ほうが良い

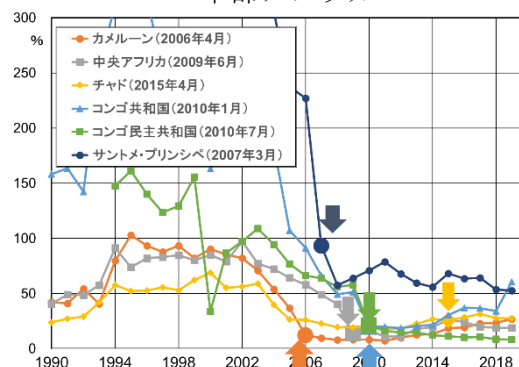


2. 対外政府債務（PPG）の対GNI比（%）／一般的に「数値が低い」ほうが良い

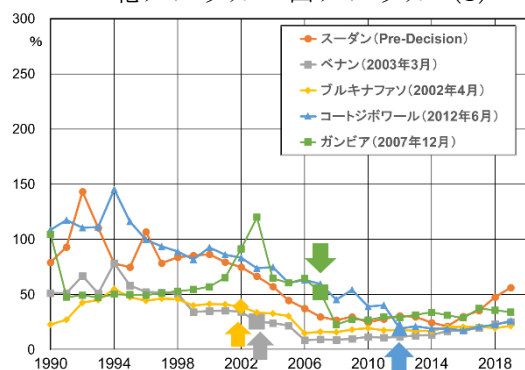
南アジア・中南米・カリブ海



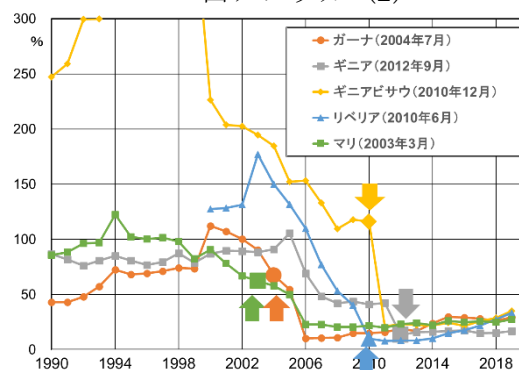
中部アフリカ



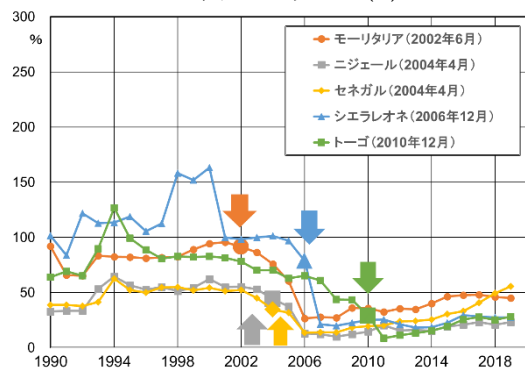
北アフリカ・西アフリカ (1)



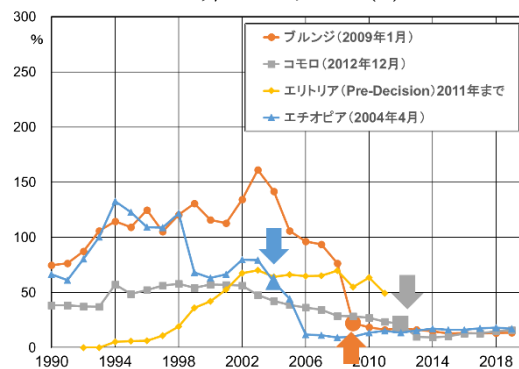
西アフリカ (2)



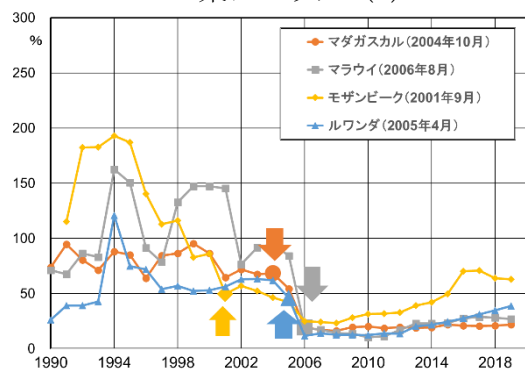
西アフリカ (3)



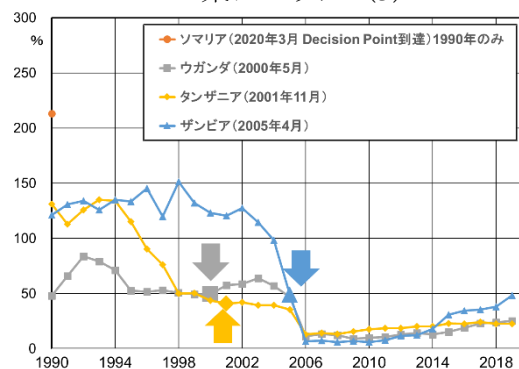
東アフリカ (1)



東アフリカ (2)

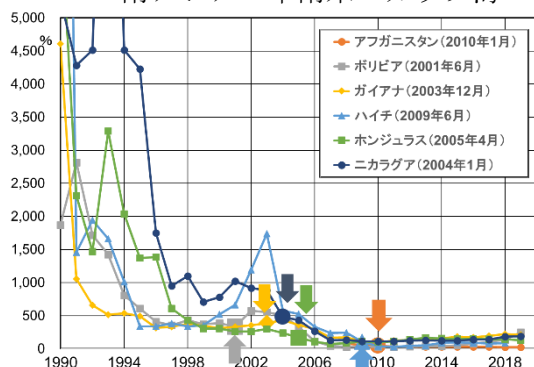


東アフリカ (3)

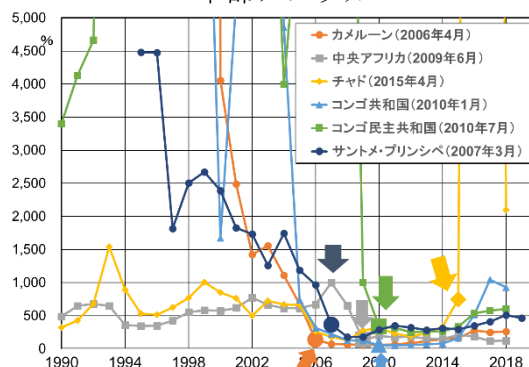


3. 対外政府債務 (PPG) の対外貨準備高比 (%) / 一般的に「数値が低い」ほうが良い

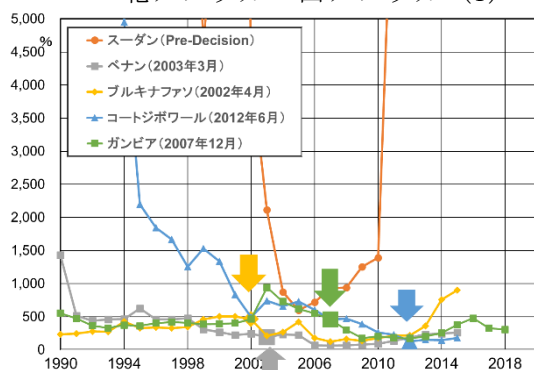
南アジア・中南米・カリブ海



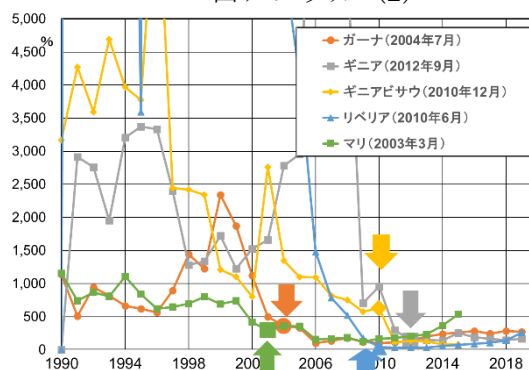
中部アフリカ



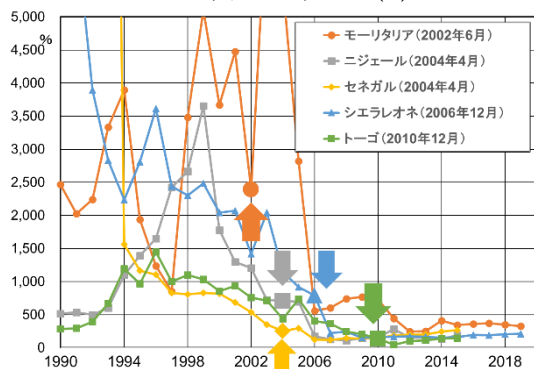
北アフリカ・西アフリカ (1)



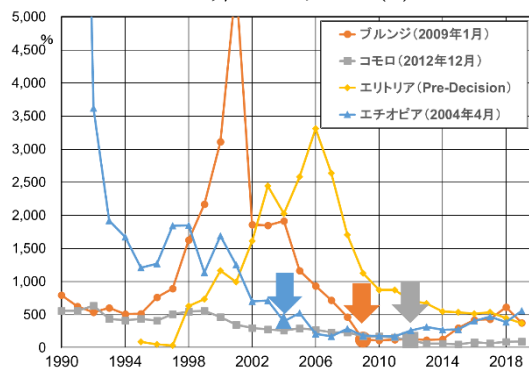
西アフリカ (2)



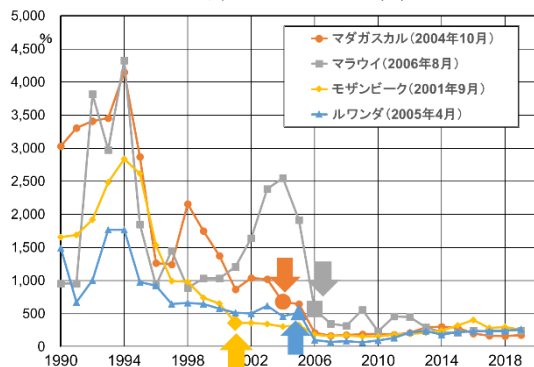
西アフリカ (3)



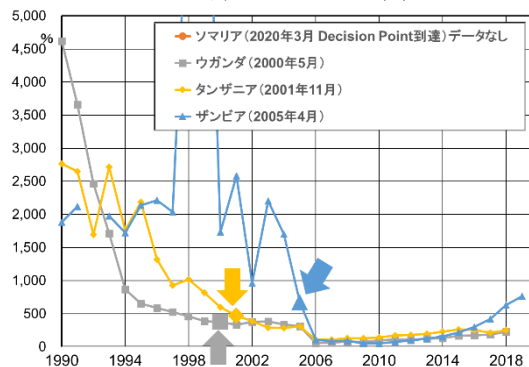
東アフリカ (1)



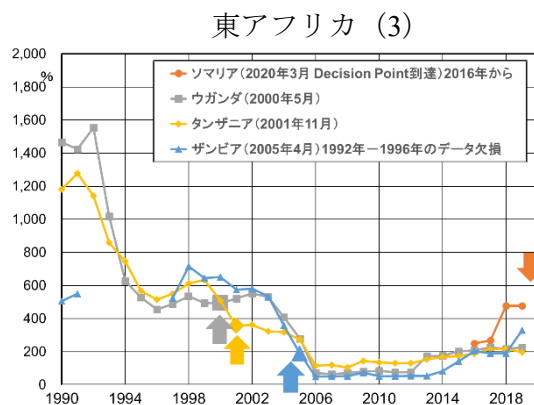
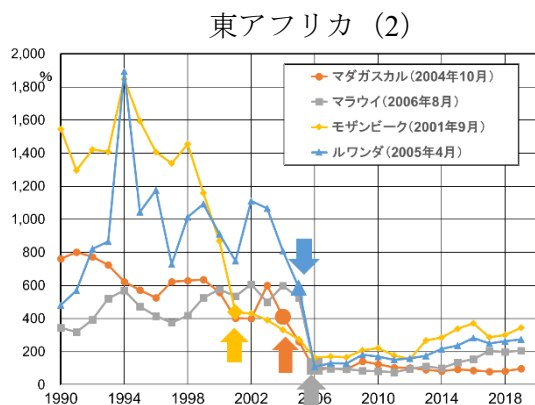
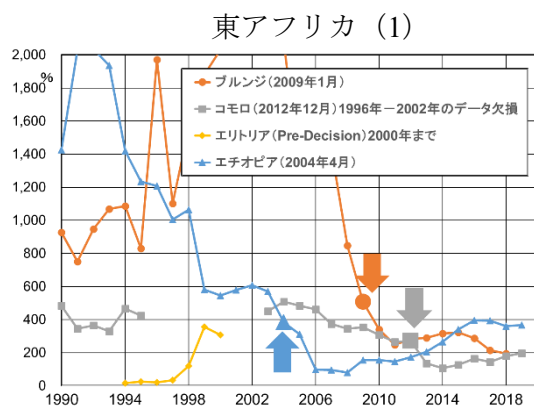
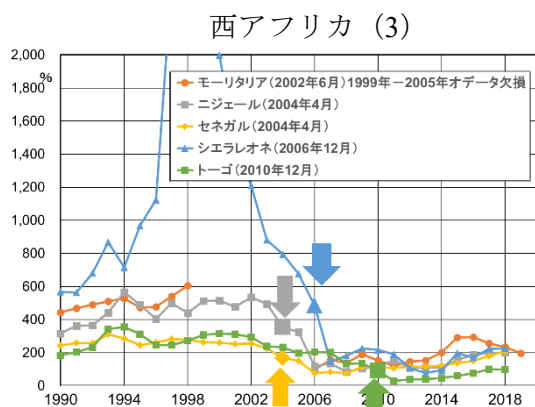
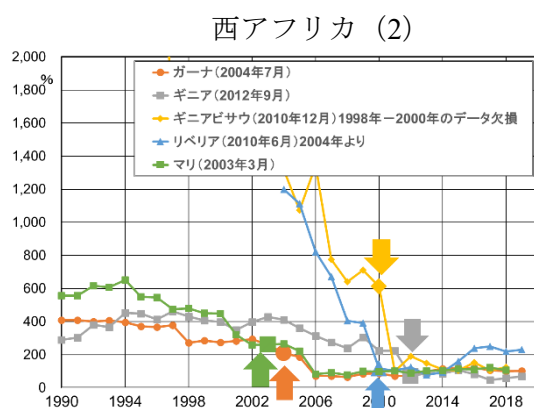
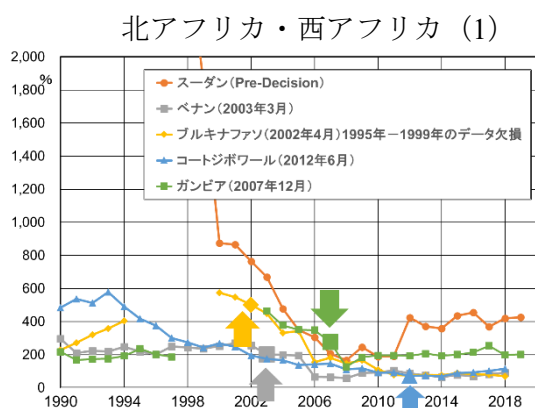
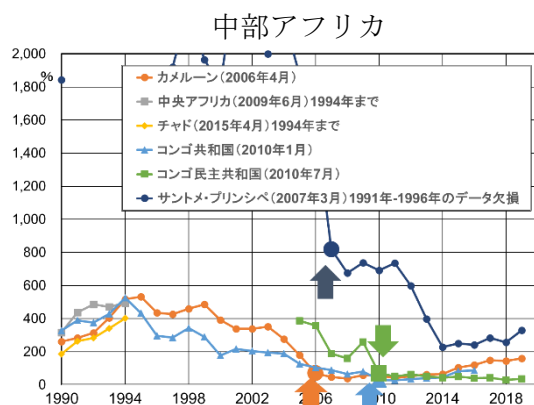
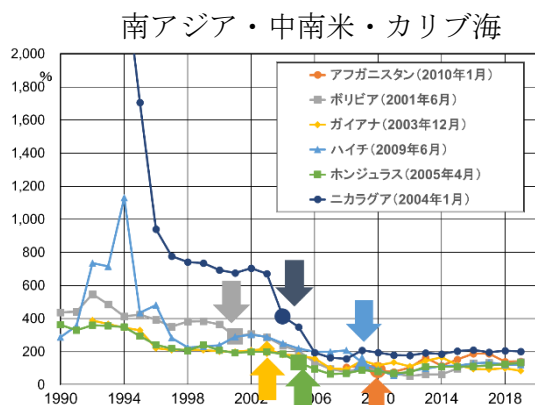
東アフリカ (2)



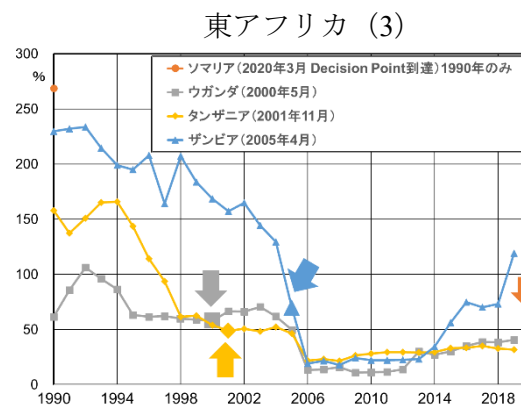
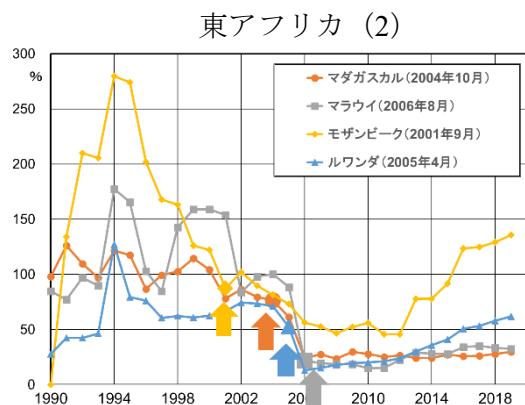
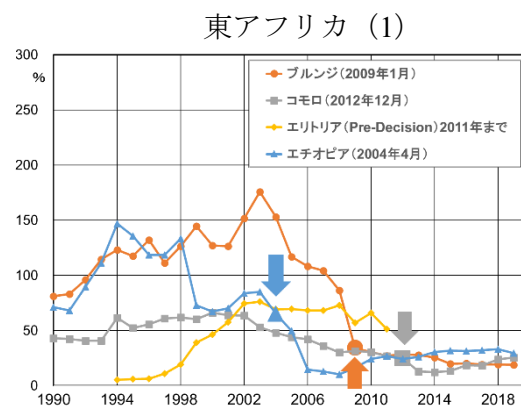
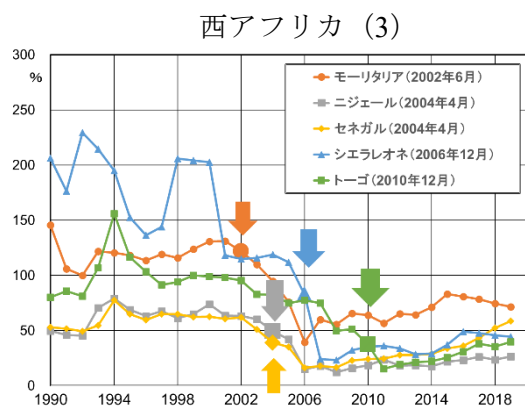
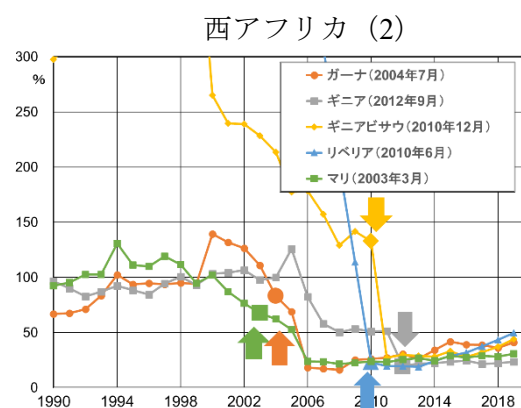
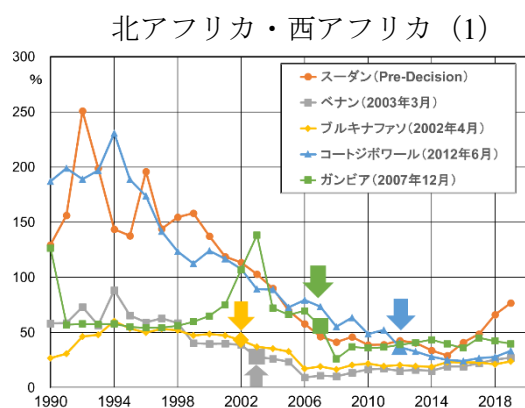
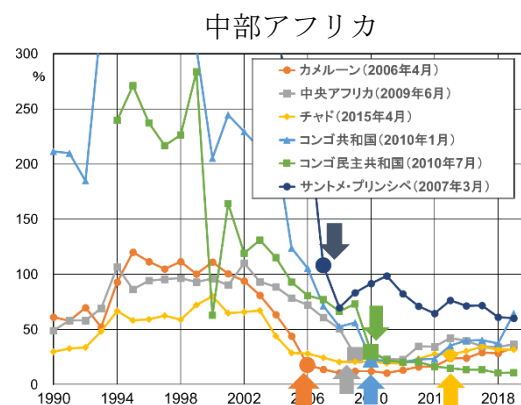
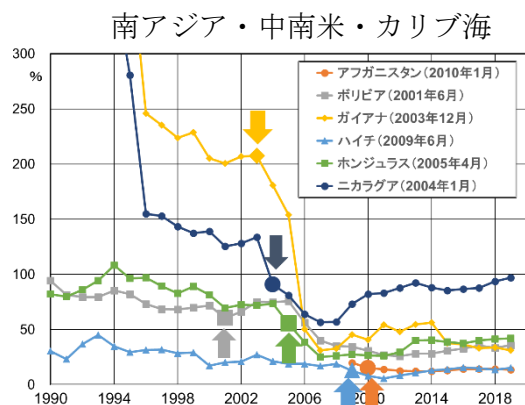
東アフリカ (3)



4. 対外債務（政府+民間）の対輸出比（%）／一般的に「数値が低い」ほうが良い

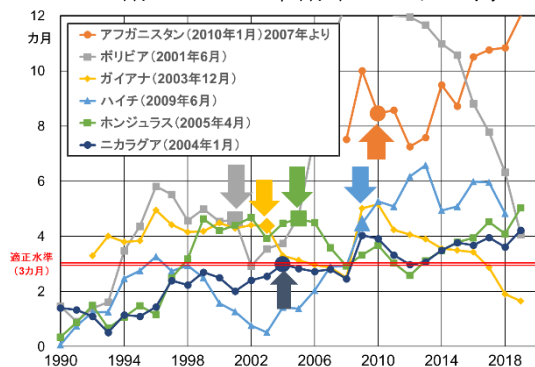


5. 対外債務（政府+民間）の対GNI比（%）／一般的に「数値が低い」ほうが良い

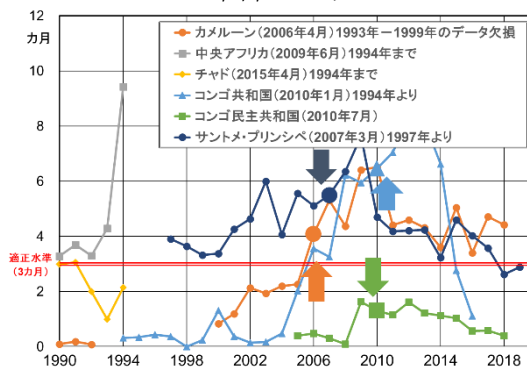


6. 外貨準備高／輸入額（カ月）／一般的に「数値が高い」ほうが良い

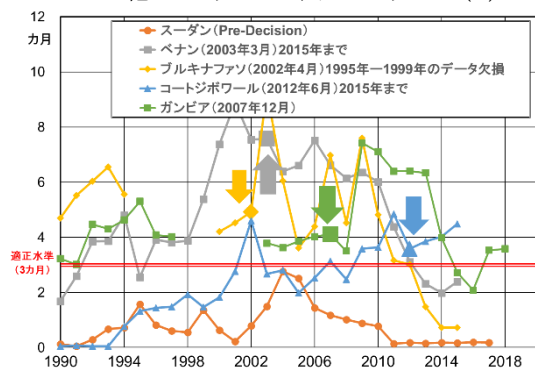
南アジア・中南米・カリブ海



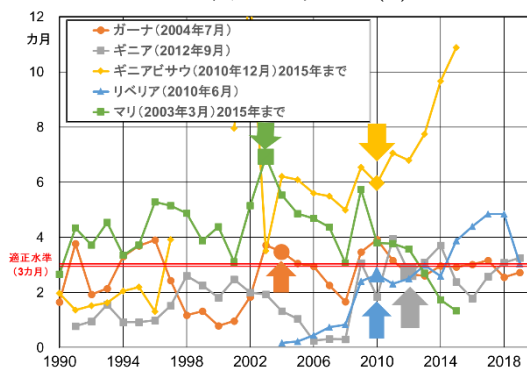
中部アフリカ



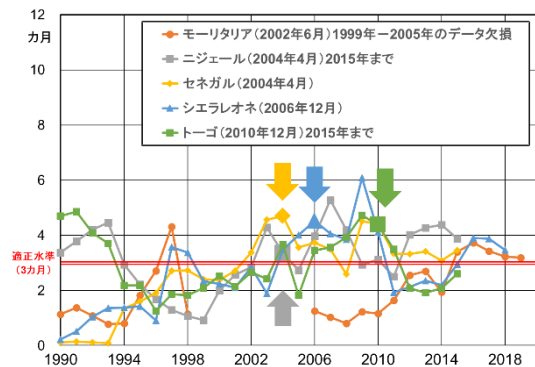
北アフリカ・西アフリカ (1)



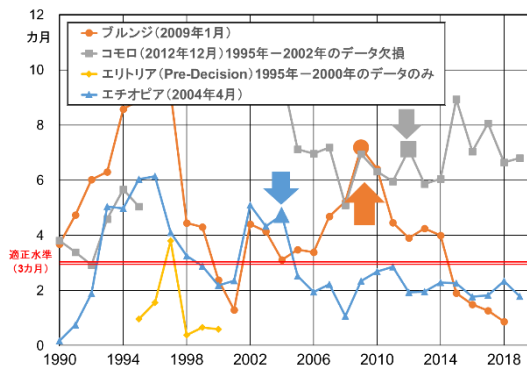
西アフリカ (2)



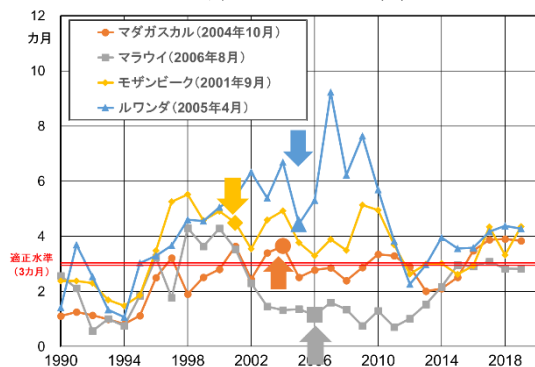
西アフリカ (3)



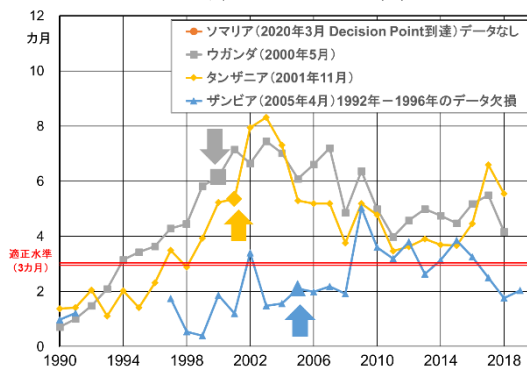
東アフリカ (1)



東アフリカ (2)

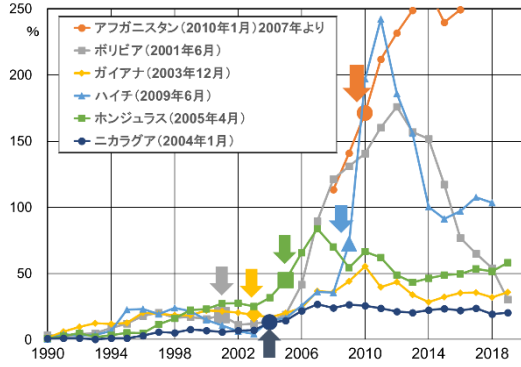


東アフリカ (3)

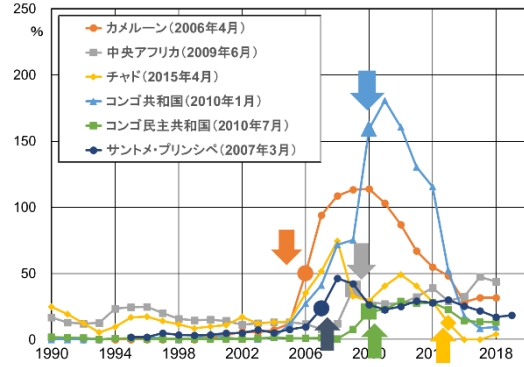


7. 外貨準備高の対外債務比 (%) / 一般的に「数値が高い」ほうが良い

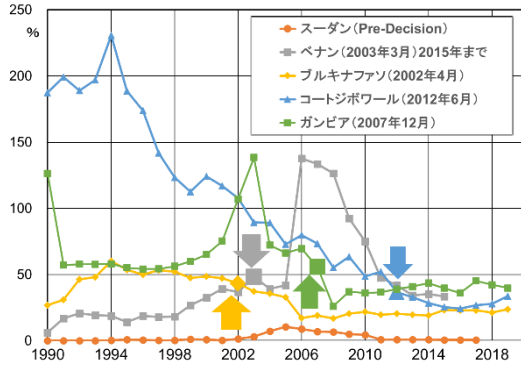
南アジア・中南米・カリブ海



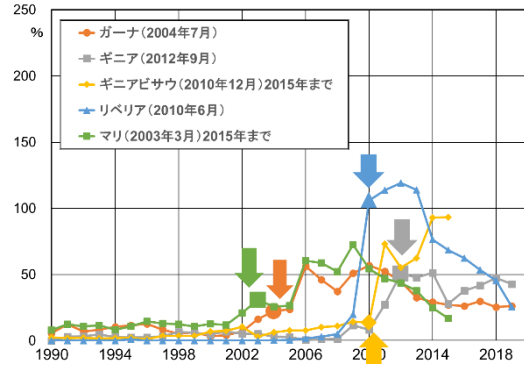
中部アフリカ



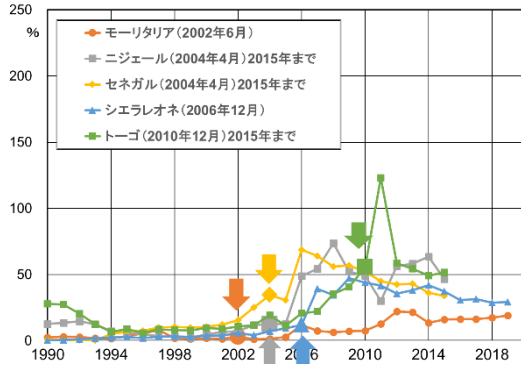
北アフリカ・西アフリカ (1)



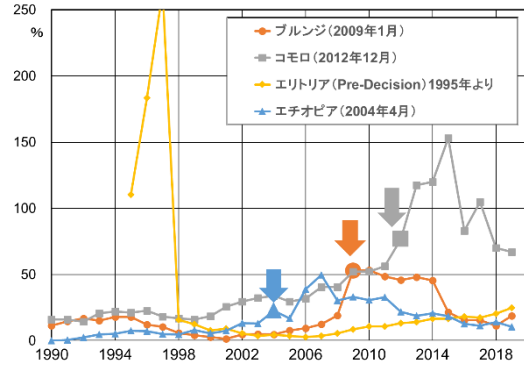
西アフリカ (2)



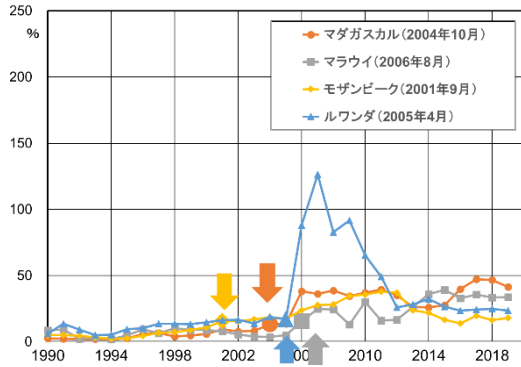
西アフリカ (3)



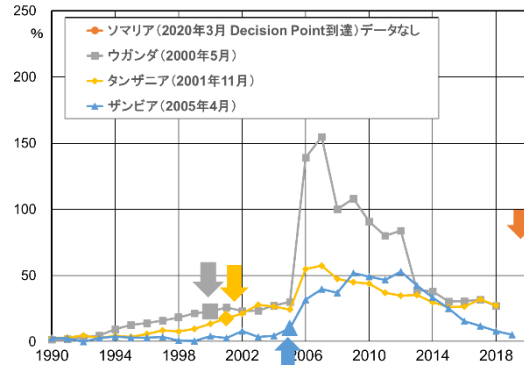
東アフリカ (1)



東アフリカ (2)

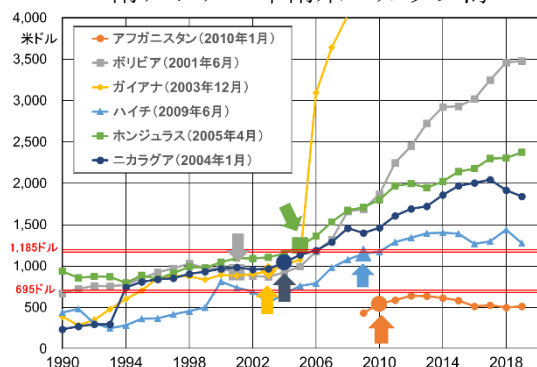


東アフリカ (3)

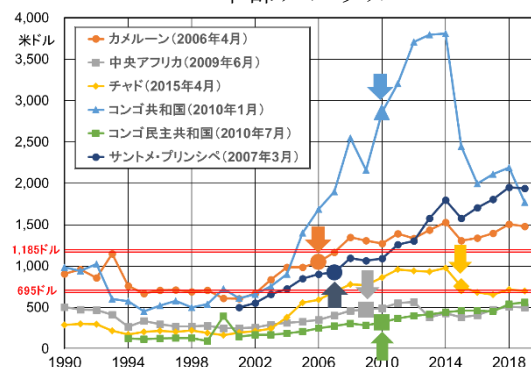


8. 1人当たり GNI (米ドル) / 一般的に「数値が高い」ほうが良い

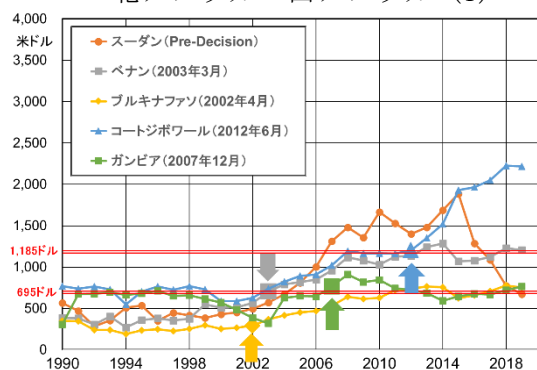
南アジア・中南米・カリブ海



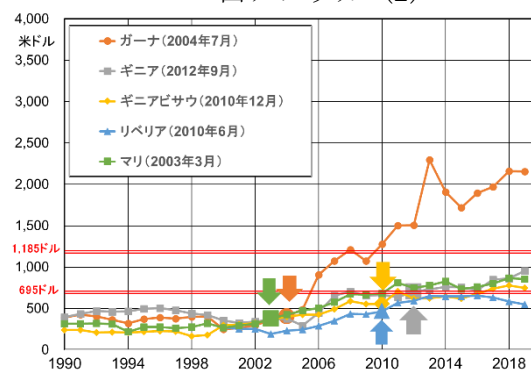
中部アフリカ



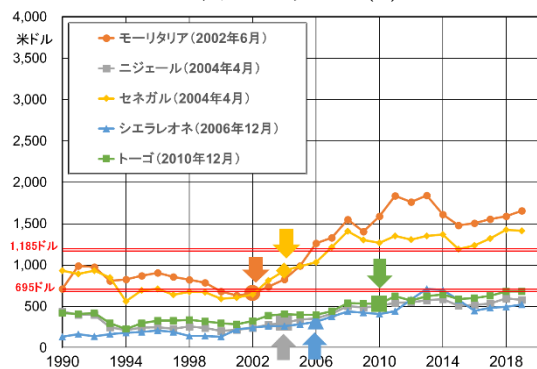
北アフリカ・西アフリカ (1)



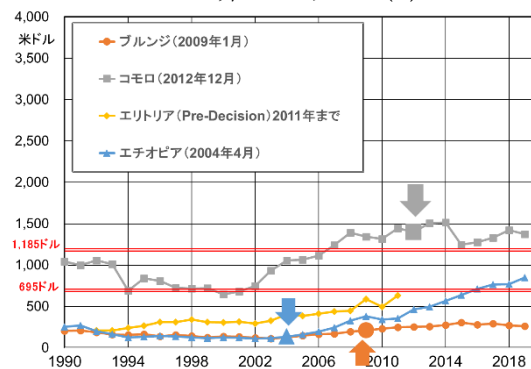
西アフリカ (2)



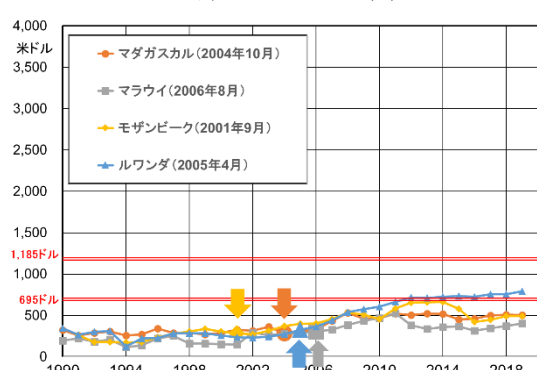
西アフリカ (3)



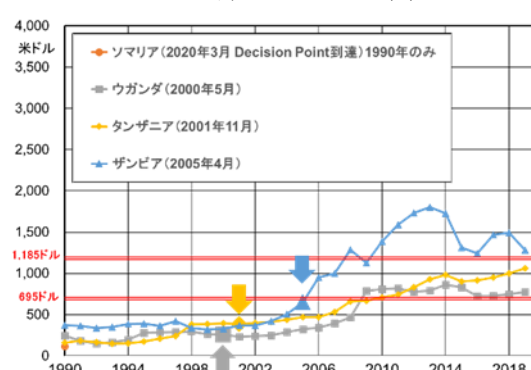
東アフリカ (1)



東アフリカ (2)



東アフリカ (3)



<参考文献> (敬称略、順不同)

Debt Relief Under the Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative (IMF, March 23rd 2021)

<https://www.imf.org/en/About/Factsheets/Sheets/2016/08/01/16/11/Debt-Relief-Under-the-Heavily-Indebted-Poor-Countries-Initiative>

HIPC Initiative: Publications of Country Cases Considered Under the Initiative (IMF)

<https://www.imf.org/external/np/hipc/eng/pdf/hipccountries.pdf>

Heavily Indebted Poor Countries (HIPC) Initiative and Multilateral Debt Relief Initiative (MDRI)–Statistical Update (IMF, August 6th 2019)

<https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2019/08/06/Heavily-Indebted-Poor-Countries-HIPC-Initiative-and-Multilateral-Debt-Relief-Initiative-MDRI-48566>

国際協力機構史 1999-2018 (独立行政法人 国際協力機構 (JICA))

<https://www.jica.go.jp/about/history/list01.html>

2016年3月15日 第61回財務省 NGO 協議会質問書

「議題2：アフリカの債務持続性に関する財務省の方針について」

https://ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/mof2016/mof01.pdf

国際協力便覧 2007 (国際協力銀行 (JBIC))

「第8章 開発途上国の主要経済・社会・インフラ指標」

https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jbic/report/handbook/index.html

2020年版「国際協力白書」(外務省)

「第2部 - 1 - (2)債務問題への取組

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100157805.pdf> (p35)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/20_hakusho/

IMF・世銀と途上国の債務問題 - NGO の視点から (長坂寿久、季刊 国際貿易と投資 Autumn 2007/No.69)

<http://www.iti.or.jp/kikan69/69nagasaka.pdf>

我が国の ODA と国際的な援助潮流 (前編) (財務省国際局総務課長 中尾武彦、ファイナンス (財務省) 2005年1月号)

https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mhri/research/column/chairman/pdf/tn_t0501.pdf

重債務貧困国と債務削減政策 - IMF の債務維持可能性分析の問題点と一次産品の重要性 - (二村英夫、Hiroshima Journal of International Studies Volume 10 2004)

<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hiroshima-cu/metadata/1416>

貧困削減に関する基礎研究（平成 13 年 4 月、国際協力事業団 国際協力総合研究所）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11641602.pdf>

PRSP プロセス事例研究 -タンザニア・ガーナ・ベトナム・カンボジアの経験から- (2004 年 12 月、独立行政法人国際協力機構・国際協力総合研修所)

https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/200412_01.html

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話：03-3510-0882（代）

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>